

広島県告示第九百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和八年十月十五日までの間、縦覧に供する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

千代田八千代線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
安芸高田市八千代町向山字鳥屋ケ丸一〇〇〇 一番七六地先から 安芸高田市八千代町向山字鳥屋ケ丸一〇〇〇 一番四二地先まで	旧	一四・八〇 三四・一〇	一八五・〇〇		
	新	六・二〇 四・八〇	一八五・〇〇	拡張	